厚木市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）において実施する次条に規定する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において厚木市幼稚園型一時預かり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助の対象は、次に掲げる事業とする。

(1) 幼稚園型Ⅰ　一時預かり事業の実施について（令和６年３月 30 日付け５文科初第 2592 号、こ成保第 191 号文部科学省初等中等教育局長、こども家庭庁成育局長通知）の別紙一時預かり事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）４(2)の規定に該当する事業であって、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第１項の規定による確認を受けている幼稚園等が次条第１項に規定する児童を対象に実施するもの

(2) 幼稚園型Ⅱ　国実施要綱４(3)の規定に該当する事業であって、幼稚園が次条第２項に規定する児童を対象に実施するもの

（対象児童）

第３条　幼稚園型Ⅰの対象となる児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚園等に在籍する市内在住の満３歳以上の園児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保育を受けるもの

(2) 当該年度内において満３歳となり、幼稚園等に就園予定のある市内在住の児童（一般型又は余裕活用型の一時預かり事業（厚木市認定こども園一般型及び余裕活用型一時預かり事業補助金交付要綱（平成 28 年６月１日施行）別表１に定める一時預かり事業をいう。）の対象児童を除く。）で、当該幼稚園等において一時的に保育を受けるもの

２　幼稚園型Ⅱの対象となる児童は、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第１条に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難な市内在住の０歳から２歳までの者であって、市から保育の認定を受けたものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する人件費及び保育に係る経費とする。

２　補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 幼稚園型Ⅰ　別表第１に定める区分に応じた単価に利用した児童の延べ人数を乗じて得た額に、別表第２に定める保育体制充実加算、別表第３に定める就労支援型施設加算及び別表第４に定める特別な支援を要する児童分を合計した額

(2) 幼稚園型Ⅱ　別表第５に定める単価に利用した児童の延べ人数を乗じて得た額

３　前項第１号の規定にかかわらず、幼稚園型Ⅰに係る補助金の上限額は、１施設当たり年額 10,223,000 円とする。ただし、別表第１の長期休業日（８時間以上）、同表の長時間加算、別表第２の保育体制充実加算、別表第３の就労支援型施設加算及

び別表第４の特別な支援を要する児童分を適用したことにより、10,223,000 円を超えた場合は、この限りでない。

（補助金の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする幼稚園等の設置者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 幼稚園型一時預かり事業に係る従事職員が分かる書類

(4) 幼稚園等の定める休業日及び長期休業日が分かる書類

(5) 別表第３に定める就労支援型施設加算を同表備考第２号アの要件を満たすことにより取得する場合にあっては、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育又は居宅訪問型保育の連携施設であることが分かる書類

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により速やかに申請者に通知するものとする。

（事業の計画変更）

第７条　補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付対象となる事業の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書に年間の補助金額の算出の内訳が分かる書類その他参考となる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第８条　交付決定者は、幼稚園等の所在地若しくは名称又は設置者の住所若しくは氏名に変更があったときは、その旨を文書により速やかに市長に届け出るものとする。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、当該事業が完了したときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、その事業の完了の日から 10 日以内に市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 事業実施明細書

(4) 幼稚園型一時預かり事業に係る従事職員及び対象児童が分かる書類

(5) 特別な支援を要する児童分にあっては、対象児童が分かる書類

（補助金の返還）

第 10 条　市長は、交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（立入検査等）

第 11 条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、指導又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

（書類の整備等）

第 12 条　交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとす

る。
2　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存するものとする。

附　則
この要綱は、平成27年12月１日から施行し、同年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、平成28年６月１日から施行し、同年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、平成28年９月１日から施行し、同年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、平成29年８月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成30年10月11日から施行する。
附　則
この要綱は、令和元年７月９日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年１月６日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年３月31日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年９月28日から施行し、同年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和３年９月10日から施行し、同年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和４年７月12日から施行し、同年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和５年10月２日から施行し、同年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和６年５月31日から施行し、同年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和７年５月29日から施行し、同年４月１日から適用する。

別表第１（第４条関係）
１人当たりの補助単価（日額）

区分	基本分			休日分（土日祝日等）
	平日	長期休業日（８時間未満）	長期休業日（８時間以上）	
年間延べ利用者数2,000人超	440円	440円	880円	800円

年間延べ利用者数2,000人以下	1,600,000 円÷年間延べ利用者数－400円（10円未満切捨て）	400円	800円	800円
長時間加算	４時間を超えた利用時間が２時間未満の場合　150円	４時間を超えた利用時間が２時間未満の場合　100円	８時間を超えた利用時間が２時間未満の場合　150円	８時間を超えた利用時間が２時間未満の場合　150円
	４時間を超えた利用時間が２時間以上３時間未満の場合　300円	４時間を超えた利用時間が２時間以上３時間未満の場合　200円	８時間を超えた利用時間が２時間以上３時間未満の場合　300円	８時間を超えた利用時間が２時間以上３時間未満の場合　300円
	４時間を超えた利用時間が３時間以上の場合　450円	４時間を超えた利用時間が３時間以上の場合　300円	８時間を超えた利用時間が３時間以上の場合　450円	８時間を超えた利用時間が３時間以上の場合　450円

備考　１　第３条第１項第２号に規定する児童については、休日分の補助単価を適用する。

２　日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び各幼稚園等の定める園則等で規定する長期休業期間以外の休業日の利用については、休日分の補助単価を適用する。

別表第２（第４条関係）

１施設当たりの補助額（年額）

区分	対象施設	補助額
保育体制充実加算	子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和５年９月７日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知の別紙。以下「国要綱」という。）別紙の表一時預かり事業（一般分）の項１（２）ア（エ）Ⅰに規定する施設	2,892,400円
	国要綱別紙の表一時預かり事業の項一時預かり事業（一般分）の項１（２）ア（エ）Ⅱに規定する施設	1,446,200円

別表第３（第４条関係）
１施設当たりの補助額（年額）

区分	基準額
就労支援型施設加算（事務経費）	1,383,200 円 ただし、追加で配置する事務職員の配置月数（１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とする。）が６月に満たない場合には、１施設当たりの年額を 691,600 円とする。

備考　就労支援型施設加算は、次の各号のいずれにも該当する施設に適用する。
(1) 平日及び長期休業期間において、８時間以上（平日にあっては、教育時間を含む。）の預かりを実施していること。
(2) 次のいずれかの要件を満たしていること。
ア　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 42 条に規定する連携施設であること。
イ　３以上の市町村から園児を受け入れていること。
ウ　一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を実施していること。
(3) 補助対象事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。

別表第４（第４条関係）
児童１人当たりの補助額（日額）

区分	基準額		
	平日	長期休業日	休日分（土日祝日等）
特別な支援を要する児童分	4,000 円	8,000 円	8,000 円

備考　特別な支援を要する児童分は、次の各号のいずれかの要件を満たすと市が認める児童に適用する。
(1) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）、都道府県等による補助事業等の対象となっている児童
(2) 特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市が認める児童

別表第５（第４条関係）
１人当たりの補助単価（日額）
１　２歳児
(1) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が 1,500 人以上の施設

基本分	2,650 円
長時間加算	８時間を超えた利用時間が２時間未満の場合　330 円
	８時間を超えた利用時間が２時間以上３時間未満の場合　660 円
	８時間を超えた利用時間が３時間以上の場合　990 円

(2) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が 1,500 人未満の施設

基本分	2,250 円
長時間加算	８時間を超えた利用時間が２時間未満の場合　280 円
	８時間を超えた利用時間が２時間以上３時間未満の場合　560 円
	８時間を超えた利用時間が３時間以上の場合　840 円

２　１歳児

基本分	2,250 円
長時間加算	８時間を超えた利用時間が２時間未満の場合　280 円
	８時間を超えた利用時間が２時間以上３時間未満の場合　560 円
	８時間を超えた利用時間が３時間以上の場合　840 円

３　０歳児

基本分	4,500 円
長時間加算	８時間を超えた利用時間が２時間未満の場合　560 円
	８時間を超えた利用時間が２時間以上３時間未満の場合　1,120 円
	８時間を超えた利用時間が３時間以上の場合　1,680 円